

財関第424号  
平成17年3月31日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 木村幸俊

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成17年法律第22号)の施行等に伴い、  
関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成17年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用せることとして差し支えない。

#### 記

第1 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

1.3-3の表中「16.3.31現在」を「17.3.31現在」に改め、同項の表中

「 | カンボジア | | | | 」を

「 | カンボジア | | | | 」に、

「 | ネパール | | | | 」を

「 | ネパール | | | | 」に改める。

2.7-2の(1)中「C-5020」の次に「又はC-5025-1」を加える。

3.7-4中「(C-5020)」の次に「又は「輸入(納税)申告書」(C-5025-1

及びC - 5025 - 2 )」を加える。

4 . 7 の 2 - 1 中「C - 5020 )」の次に「又は「輸入(納税)申告書」( C - 5025 - 1 及びC - 5025 - 2 )」を加える。

5 . 7 の 9 - 2 の(1)中「又は」を「若しくは」に改め、「( C - 9310 )」の次に「又は当該承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要等必要事項を記載した「関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書」( C - 9315 )」を加え、同項の(2)中「第1条」を「第1条の2」に改める。

6 . 7 の 9 - 3 の(3)中「なるほか」の次に「、電子帳簿保存法第4条第1項又は第2項の承認を受けている関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等を取りやめる場合は」を加え、同項の(3)に次のように加える。

また、電子帳簿保存法第4条第3項の承認を受けている関税関係書類の電磁的記録による保存を取りやめる場合は、電磁的記録の基となつた書類を保存しているときは当該書類を、電磁的記録の基となつた書類を破棄しているときはその届出書を提出した日において適法に保存をしている電磁的記録を、それぞれの要件に従つて保存することに留意する。

7 . 7 の 9 - 5 の(1)中「承認済」を削る。

8 . 7 の 9 - 6 の(2)中「なるほか」の次に「、電子帳簿保存法第4条第1項又は第2項の承認が取り消された場合については」を加え、「しなければならない」を「しなければならないが、同条第3項の承認が取消された場合の、その後の保存の形態についてはこの限りではない」に改める。

9 . 7 の 10 - 1 の見出しを「(申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出手続)」に改め、同項中「やめる旨」を「受ける必要がなくなつた旨」に改める。

10 . 9 の 6 - 10 の(2)中「供託原因消滅証明書を付して供託書の正本を返還する」を「供託原因消滅証明書を交付する」に改め、なお書を削り、同項の(3)中「及びなお書」を削る。

11 . 10 - 1 の(2)中「供託の正本及び供託物の還付」を「供託物の還付」に、「供託書の記載」を「供託書副本の記載」に改め、同項の(5)中「供託所から供託金の一部払渡しの旨を記載した供託書の正本の還付を受け、その」を削る。

12 . 15 - 3 の(5)中「(4)」を「(5)」に改め、同項の(5)を同項の(6)とし、同項の(4)中「(3)」を「(4)」に改め、同項の(4)を同項の(5)とし、同項の(3)を同項の(4)とし、同項の(2)の次に次のように加える。

(3) 同条第3項の規定による報告を求めた場合において、上記(1)又は(2)に規定する書類により報告があつた場合は、便宜、同条第1項ただし書(同条第2項の場合において準用する場合を含む。)の規定による提出があつたものとして取り扱う。

13 . 15 - 3 のなお書中「(1)から(3)まで」を「(1)、(2)及び(4)」に改める。

14. 18 - 1 を 18 - 2 とし、17 - 6 の次に次の1項を加える。

(「救じゆつのために寄贈される給与品」の意義)

18 - 1 令第16条の2第1項第2号に規定する「救じゆつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゆつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者の人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガス、水道等の供給設備の復旧作業等のために使用される資材等をいう。

15. 23 - 1 を 23 - 1 - 1 とし、同項の次に次の1項を加える。

(外国貨物である船(機)用品の積込みの包括承認期間)

23 - 1 - 2 法第23条第1項後段に規定する税関長が指定する期間は、船用品の場合は1月とし、機用品の場合は1月又は6月とする。

16. 23 - 2 の(1)中「外国貨物船用品(機用品)積込承認申告書」を「外国貨物船用品(機用品)積込(個別・包括)承認申告書」に改め、同項の(1)の後段を次のように改める。

この場合において、積み込もうとする船(機)用品が、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に蔵置されている場合には当該蔵(移)入承認書又は総保入承認書の承認番号を、前記23 - 1 - 1(船(機)用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等)の(2)の本文に該当する場合には後記30 - 3(他所蔵置の許可の申請手続)の(1)にいう許可書の許可番号を当該申告書に記載させるとともに、必要に応じて当該承認書又は許可書を提示させるものとし、これら以外の保税地域に蔵置されている場合には、当該蔵置されていることを証する書類を提示させるものとする。

17. 23 - 2 の(2)を次のように改め、同項の(3)を削る。

(2) 外国貨物である船(機)用品の積込みの包括承認申告は、積み込もうとする船舶等の所有者又は管理者ごとに、積み込もうとする者から「外国貨物船用品(機用品)積込(個別・包括)承認申告書」2通(原本、承認書用)を提出することにより行わせる。この場合において、積み込むことを予定している船(機)用品の数量については、過去の実績等を勘案して算定した数量を申告させることとして差し支えない。

18. 23 - 4 の(2)中「(2)又は(3)により包括的な積込みの申告」を「(2)により外国貨物である船(機)用品の積込みの包括承認申告」に、「包括的な積込みの承認」を「積込みの包括承認」に改め、同項の(2)に第三段として次のように加える。

積込みの包括承認を取り消した場合には、その旨を他の税關に通報するものとする。

19. 23 - 4 の(2)のイ中「当該承認」を「当該包括承認」に改め、同項の(2)の中「翌月15日」を「翌月5日」に、「包括積込承認書」を「積込包括承認書」に改め、同項の(2)のハ中「船用油(燃料油に限る。)」を「船用品(燃料油に限

る。)」に改め、「( いずれの協定書についても、積荷及び揚荷の数量が記載され、かつ、関係者の署名があるものに限る。)」を削り、「これらに準ずる書類の写しを遅滞なく税関に提出するとともに、積込指定期間の終了後」を「これらに準ずる書類( いずれの書類についても、積荷及び揚荷の数量が記載され、かつ、関係者の署名があるものに限る。)を作成し」に、「「外貨船用油積込明細総括表」を作成し、翌月 15 日」を「「外貨船用品積込明細総括表」とともに、翌月 5 日」に改め、同項の(3)中「包括的な積込みの承認」を「積込みの包括承認」に、「当該承認」を「当該包括承認」に、「包括積込承認申告書」を「積込包括承認申告書」に改める。

20 . 23 - 4 の(5)を同項の(6)とし、同項の(4)中「包括的な積込みの承認」を「積込みの包括承認」に改め、同項の(4)を同項の(5)とし、同項の(3)の次に次のように加える。

(4) 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行う場合の手続は、後記 63 - 24 ( 包括保税運送貨物を運送する際の手続等 ) の規定に基づき行うこととなるが、同項の(1)の規定中「外国貨物運送申告書( 目録兼用 )」( C - 4000 )については、「4 部」を「2 部」と読み替え、1 部については当該積込包括承認申告書の写しを添付して発送地の倉主等へ提出し、残りの 1 部( 本船側の受領サインを受けたもの。)については 1 月分を取りまとめ、前記 23 - 4 ( 外国貨物である船( 機 ) 用品の積込みの承認 ) の(2)の口に規定する「積込明細書」又は同項のハに規定する「外貨船用品積込明細総括表」とともに積込包括承認税関に提出させるものとする。

21 . 23 - 5 のただし書中「23 - 4 ( 外国貨物である船( 機 ) 用品の積込みの承認 ) の(2)」を「23 - 1 - 2 ( 外国貨物である船( 機 ) 用品の積込みの包括承認期間 )」に、「包括的な積込みを行おうとする場合においては、」を「積込みの包括承認申告をする場合においては、船用品については 1 月、機用品については」に改める。

22 . 23 - 6 中「(5)」を「(6)」に、「及び(3)」を「並びに(3)及び(4)」に改める。

23 . 23 - 7 の(1)中「外国貨物船用品( 機用品 ) 積込承認申告書」を「外国貨物船用品( 機用品 ) 積込( 個別・包括 ) 承認申告書」に改める。

24 . 23 - 8 の前段及び同項の(3)中「包括的な積込みの承認」を「積込みの包括承認」に、「包括積込承認書」を「積込包括承認書」に、「船用油」を「船用品」に改める。

25 . 23 - 11 中「第 21 条の 5 第 2 項」を「第 21 条の 6 第 2 項」に改める。

26 . 23 - 13 の(2)中「前記 23 - 2 の(2)及び」を「航空機の所有者又は管理者ごとに、積込みの包括承認申告をさせることとして差し支えない。この場合においては、」に改める。

27 . 23 - 15 の(1)中「外国貨物船用品( 機用品 ) 積込承認申告書」を「外国貨物船用品( 機用品 ) 積込( 個別・包括 ) 承認申告書」に改め、同項の(3)中「外国

「貨物船用品（機用品）積込承認書」を「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認書」に改める。

28.23-16 の(4)中「第 21 条の 6」を「第 21 条の 7」に改める。

29.23-17 の(1)中「外国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」を「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」に改める。

30.30-3 の(2)中「C-5010」の次に「又はC-5025-2」を加える。

31.32-3 のただし書のイ中

「イ 定率法第 21 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる貨物

口 刀剣類

ハ 関税関係法令以外の法令の規定により見本の一時持出しに関して を  
許可、承認等又は検査若しくは条件の具備を必要とする貨物

二 その他取締上支障があると認められる貨物」

「(1) 定率法第 21 条第 1 項各号 ((輸入禁制品)) に掲げる貨物

(2) 刀剣類

(3) 関税関係法令以外の法令の規定により見本の一時持出しに関して に、  
許可、承認等又は検査若しくは条件の具備を必要とする貨物

(4) その他取締上支障があると認められる貨物」

改める。

32.32-5 の見出し中「許可申請」を「許可の申請」に改め、同項の(1)から(3)以外の部分を次のように改める。

令第 27 条ただし書((口頭による見本の一時持出しの許可の申請))に規定する口頭による見本の一時持出しの許可の申請は、関税定率法基本通達 21 の 3 の 2-1 (見本検査承認申請等) の(3)の見本検査承認申請に係る取扱いによるほか、通関業者が、システム参加保税地域（「海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」(平成 11 年 10 月 7 日 蔵関第 801 号) の第 2 章第 1 節 1-3 (貨物情報を有する貨物に係る書面申請) に規定する「システム参加保税地域」をいう。) 以外の場所に置かれている貨物(航空貨物を含む。)について、継続的に当該許可の申請を行うことを予定しており、当該通関業者の通関士が当該許可の申請を口頭で行いたいとする場合には、次により取り扱うものとする。

33.32-5 の(1)中「に係る許可申請」を「の許可の申請」に改める。

34.34-1 の(2)のただし書中「廃棄しようとする外国貨物が、指定法人等の所有に係る指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域又は他所蔵置場所に置かれているものであり、かつ、その」を「当該外国貨物の」に改める。

35.34 の 2-4 中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」を「(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信

の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第4号に規定する「電磁的記録」に改め、「取扱いは」の次に「、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年財務省令第16号)によるほか」を加え、同項の(1)及び(2)の本文を次のように改める。

- (1) 保存される電磁的記録の適切な保全を確保するため、次の措置を講じるよう指導する。
  - イ 別途バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないよう十分な措置を講じること。
  - ロ システム設計書等電子計算機処理過程に係る文書を保存すること。
- (2) 倉主等が電磁的記録による保存を行おうとする場合には、その保存方法及び上記(1)の確認のため、事前に次の事項を記載した書類を保税担当部門へ提出させるものとする。

36.34の2-11中「ついては、当該指定保税地域の全部又は一部を専用に借り受けている者)」を「おいては、後記41の2-1に規定する「貨物管理者」をいう。以下この項において同じ。」に改める。

37.37-3の(5)中「借受者が負う」を「借受者(別に貨物を管理する者がいる場合はその者。次項の(2)及び(3)の借受者について同じ。)が負う」に改める。

38.40-1の(4)中「第21条第1項第5号」を「第21条第1項第9号」に改める。

39.41の2-1の見出しを「貨物管理者の納付義務」に改め、同項中「第41条の2」を「第41条の3」に改め、同項の(1)中「指定法人等の所有に係る」を削り、「その蔵置場所の借受者」を「当該貨物に係る貨物管理者」に改め、同項の(2)を次のように改める。

(2) 2人以上の者が共同で貨物の管理を行っている場合においては、上記(1)の関税の納付義務は、共同で貨物を管理している者が連帯して負うものとする。この場合において、税關に対する届出書類その他により亡失又は滅却された貨物の保管責任を有する貨物管理者がそのいずれかであることが明らかであるときは、その貨物管理者から関税を納付させるものとする。

40.41の2-1を41の3-1とし、41-2の次に次の2項を加える。

(指定保税地域において貨物を管理する者)

41の2-1 法第41条の2第1項に規定する「貨物を管理する者」(以下、単に「貨物管理者」という。)とは、外国貨物又は輸出しようとする貨物に関する入庫、保管、出庫その他の貨物の管理を自らが主体となって行う者であり、法第34条の2((記帳義務))に規定する記帳義務及び法第45条の規定を読み替えて準用する法第41条の3((指定保税地域の貨物を管理する者の関税の納付義務))の規定により関税を納付する義務を負う者をいう。

なお、指定保税地域を借り受けた者等が当該指定保税地域における業務を他の者に委託している場合には、前記34の2-11により貨物管理者を確認

するものとする。

(貨物管理者に対する処分の基準等)

41 の 2 - 2 指定保税地域における貨物管理者について、法第 41 条の 2 第 1 項(( 外国貨物の搬入停止等 ))の規定に基づき処分を行おうとする場合には、後記 48 - 1 (( 保税蔵置場に対する処分の基準等 )) の規定 ( 同項の(2)及び(5)を除く。 ) に準じて処分の内容を決定するものとする。

なお、この場合において後記 48 - 1 の(1)、(3)及び(4)中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と、別表 2 中「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と、「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域における貨物管理者」と読み替えるものとする。

また、処分内容の通知を行う場合は、貨物管理者のほか、当該指定保税地域の土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者にも通知するものとし、処分を決定する場合又はこの項により処分内容を決定することが適当でないと判断される場合には、処分に関する意見を付して、あらかじめ本省に報告するものとする。

41 . 43 の 3 - 2 の(1)中「( C - 5020 )」の次に「又は「輸入(納税)申告書」( C - 5025 - 1 及び C - 5025 - 2 )」を加える。

42 . 48 - 1 の(2)のイ中「被許可者である法人の役員等が法の規定」を「被許可者又は被許可者である法人の役員等が法の規定」に改め、同項の(2)のイの(イ)中「被許可者である法人の役員等」を「被許可者又は被許可者である法人の役員等」に改め、同項の(2)のイの(ロ)中「原則として」の次に「被許可者が法第 43 条第 2 号に、又は」を加え、「法第 43 条第 4 号」を「同条第 4 号」に改め、同項の(3)中「明示して保税蔵置場の許可を受けている者」を「明記した書面に後記 89 - 6 の(3)による「不服申立て等について」( C - 7009 )を添付し、被許可者」に改め、同項の別表 1 の上段中

「	保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと(法第 49 条において準用する法第 40 条第 1 項、法第 42 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 62 条の 2 第 3 項、法第 62 条の 8 第 1 項)。	を
「	保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと(法第 37 条第 1 項、法第 40 条第 1 項(法第 49 条において準用する場合を含む。)法第 42 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 62 条の 2 第 3 項、法第 62 条の 8 第 1 項)。	に改め、
「	承認を受けることなく、外国貨物を滅却すること(法第 45 条第 1 項ただし書(法第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。))。	を

- 「承認を受けることなく、外国貨物を滅却すること（法第45条第1項ただし書（法第41条の3、第62条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。））」に改め、「」を
- 「許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと（法第49条において準用する法第40条第2項）」を
- 「許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと（法第40条第2項（法第49条において準用する場合を含む。））」に改め、「」を

同項の別表1の下段中

- 「保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をすること（法第34条の2、法第61条の3（法第62条の7において準用する場合を含む。））」を
- 「指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をすること（法第34条の2、法第61条の3（法第62条の7において準用する場合を含む。））」に改め、「」を

同項の別表3中

法第116条		を
8		
法第116条	法第117条	に改める。
8	処罰の根拠となつた左記罰条の点数	

43.62-7中「同法第16条第9項」を「同条第11項」に、「第16条第8項」を「第16条第10項」に改める。

44.62の3-2の(1)中「「貨物取扱届」(C-3100)を税関に提出して」を削り、「包装明細書3通」を「包装明細書2通」に改め、「、1通を保税担当部門に提出させ」を削る。

45.62の8-6なお書中「、公益的観点から総合的な調整を行う必要があるので」

を削り、「りん議」を「報告」に改める。

46. 62 の 8 - 8 の(3)中「被許可者及び」を削る。

47. 63 - 16 の(1)中「C - 5010」の次に「又はC - 5025 - 2」を加える。

48. 63 - 22 の(3)のホのただし書を次のように改める。

ただし、外国貿易船から直接運送される貨物(令第15条第1項第2号((積卸について呈示しなければならない書類))に規定する船卸票が発給される貨物を除く。)を除く。

49. 67 - 1 - 1 中「申告書」を「輸出申告書(C - 5010 又はC - 5025 - 2)」に改める。

50. 67 - 1 - 2 中「(C - 5010)」の次に「又は「輸出申告書」(C - 5015 - 1 及びC - 5015 - 2)」を加える。

51. 70 - 1 - 1 の別表第1口の項中「第62条の2((」を「第69条の2((」に「第62条の2第4項」を「第69条の2第4項」に改める。

52. 67 - 2 - 2 の(1)中「C - 5010」の次に「又はC - 5015 - 2」を加える。

53. 67 - 2 - 9 の(3)中「(税関様式C5010号)」を「(C - 5010)又は「輸出申告書」(C - 5015 - 1 及びC - 5015 - 2)」に改める。

54. 67 - 3 - 2 の(1)中「(C - 5020)」の次に「又は「輸入(納税)申告書」(C - 5025 - 1 及びC - 5025 - 2)3通(原本、許可書用、統計用)」を、「要しない。」の次に「税関がこれを受理したときは、申告書(C - 5020 又はC - 5025 - 2)下欄の「受理」欄に受理印(C - 5000)を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の「下欄」の「審査」欄に審査印(C - 5000)を押なつする。」を加え、同項の(2)中「(C - 5020)」の次に「又は「輸入(納税)申告書」(C - 5025 - 1)を加え、「当該申告書」を「申告書(C - 5020 又はC - 5025 - 2)」に改める。

55. 68 - 3 - 7 中「貨物の仕出国及び従前の検査結果からみて、」を削る。

56. 70 - 3 - 1 の別表第1中

「

(リ) 薬事法 (昭和 35 年法律第 145号)	第 22 条第 1 項 ((輸入販売業の 許可)) 第 23 条((準用)) 第 56 条 ((販売、 製造等の禁止)) 第 57 条第 2 項 第 60 条((準用)) 第 62 条((準用)) 第 65 条 ((販売、 製造等の禁止)) 第 83 条((動物用 医薬品等))	(1) 動物用医薬品等(第83条に規 定する医薬品等をいう。以下同 じ。)である場合 イ. 第22条に基づく輸入販売業の 許可を受けた者が輸入する場合 動物用医薬品等取締規則(昭 和36年農林水産省令第3号)第 19条の6((準用))において準 用する同規則第4条((許可証の 様式))の規定により農林水産大 臣が交付する「動物用医薬品(医 薬部外品、医療用具)輸入販売 業許可証」(同規則別記様式第
------------------------------------	---	--

第 83 条の 2 (( 動物用医薬品の製造及び輸入の禁止 ))

4 号(2)に定める様式のもの ) 及び輸入することができる品目を指定した「動物用医薬品等輸入販売業許可指令書」若しくは「動物用医薬品等輸入許可指令書」又は許可指令書に代えて農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長の「確認済」の印が押なつされた「輸入製品届出書」

□ . 第 22 条に基づく輸入販売業の許可を受けていない者が輸入する場合

同規則第 75 条 (( 医薬品の製造及び輸入の禁止の例外 )) の各号に掲げる場合であって、次に掲げる場合には、農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長の「確認済」の印が押なつされた「輸入確認願」

(1) 臨床試験用、試験研究用、商品見本用又は展示用として輸入する場合

(ロ) 獣医師又は飼育動物診療施設を開設している法人が自己的診察に使用する目的で輸入する場合

(ハ) 同規則第 8 条の 2 (( 対象動物の範囲 )) に規定する対象動物 ( 以下「対象動物」という。 ) の所有者が、当該対象動物に使用する目的で動物用医薬部外品又は動物用医療用具を輸入する場合

(ニ) 対象動物以外の動物の所有者が当該動物に使用する目的で輸入する場合

(ホ) 国又は都道府県が家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項 (( 定義 )) に規定する家畜伝染病の診断又は予防に使用することを目的に生物学的製剤を輸入する場合

(2) 輸入物品が動物用医薬品等以外のものである場合

医薬品等に係る提出書類は、原則として次の区分による。

イ. 第 14 条第 1 項 (( 医薬品等の製造販売の承認 )) の承認を要しない日本薬局方収載医薬品及び医療用具(工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 17 条第 1 項 (( 日本工業規格 )) の日本工業規格品)並びに医薬部外品及び化粧品である場合には、同法施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号)第 27 条 (( 準用 )) において準用する同法施行規則第 15 条 (( 許可証の交付 )) の規定により厚生労働大臣が交付する「輸入販売業許可証」(同法施行規則様式第 9 に定める様式のもの)及び「輸入品目変更(追加)許可書」

ただし、輸入販売業許可証又は輸入品目変更(追加)許可書に第 69 条 (( 立入検査等 )) に基づく報告を求める旨記載されているものについては「輸入製品届書」

ロ. 第 14 条第 1 項の承認を要する医薬品及び医療用具である場合には、第 22 条及び第 23 条において準用する第 14 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が交付する「輸入販売業許可証」、「輸入承認書」及び「輸入品目変更(追加)許可書」

ハ. 臨床試験用である場合には、第 80 条の 2 (( 治験の取扱い )) の規定に基づく「治験計画届書」

二. 上記イ、ロ及びハに掲げるものであって輸入販売業許可証等を取得していないものである場合には、厚生労働省薬事監視員により「確認済」の印の押なつされた「医薬品等輸入報告書」

		<p>が輸入者から輸入申告の際に提出されることとなっているので、その確認をもって第 22 条又は第 23 条において準用する第 18 条(( 製造品目の変更等の許可 ))に規定する許可の確認に代える。</p> <p>ホ . 医薬品等製造業者が、第 14 条第 1 項の承認を受けた医薬品等又は同法施行令( 昭和 36 年政令第 11 号 )第 15 条(( 輸出用医療品等に関する特例 ))の規定に基づく届出を行った医薬品等の再輸入を行う場合には、同法施行令第 4 条(( 製造販売業の許可証の交付等 ))の規定により厚生労働大臣が交付する「 製造業許可証 」、「 製造承認書 」又は「 輸出用製造届書 」及び「 製造品目変更( 追加 ) 許可書 」</p>
--	--	---

を  
「

(リ) 薬事法 (昭和 35 年法律第 145 号)	<p>第 12 条(( 製造販 売業の許可 )) 第 13 条(( 製造業 の許可 )) 第 83 条(( 動物用 医薬品等 )) 第 83 条の 2 (( 動 物用医薬品の製 造及び輸入の禁 止 )) 動物用医薬品等 取締規則( 平成 16 年農林水産省 令第 107 号 )第 6 条 (( 製造販売業 の許可証の様 式 )) 第 213 条 (( 医薬 品の製造及び輸 入の禁止の例 ))</p>	<p>輸入物品が動物用医薬品( 第 83 条 に規定する医薬品をいう。以下同 じ。) である場合</p> <p>(1) 第 12 条の規定に基づく製造 販売業の許可を受けた者が輸入 する場合</p> <p>イ . 下記口及びハ以外の場合</p> <p>動物用医薬品等取締規則第 6 条の規定により農林水産大 臣が交付する「 動物用医薬品 製造販売業許可証 」( 同規則 別記様式第 3 号 ) 及び製造販 売承認された品目を指定した 「 動物用医薬品製造販売承認 指令書 」又は承認指令書に代 えて農林水産省消費・安全局 衛生管理課薬事・飼料安全室 長の「 確認済 」の印が押なつ された「 動物用医薬品製造販 売届出書 」( 同規則別記様式 )</p>
-------------------------------------	---	---

外))

第 22 号)

□ . 専ら他の動物用医薬品の製造の用に供されることが目的とされている動物用医薬品(以下「原薬」という。)の輸入をする場合

「動物用医薬品製造販売業許可証」

ハ . 臨床試験用、試験研究用又は商品見本用として輸入する場合

農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長の「確認済」の印が押なつされた「輸入確認願」

(2) 第 12 条の規定に基づく製造販売業の許可を受けていない者が輸入する場合

イ . 同規則第 213 条各号に掲げる場合であって、次に掲げる場合には、農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長の「確認済」の印が押なつされた「輸入確認願」

(1) 臨床試験用、試験研究用又は商品見本用として輸入する場合

(ロ) 獣医師又は飼育動物診療施設を開設している法人が自己的診察に使用する目的で輸入する場合

(ハ) 同規則第 24 条((対象動物の範囲))に規定する対象動物以外の動物の所有者が当該動物に使用する目的で輸入する場合

(ニ) 国又は都道府県が家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項((定義))に規定する家畜伝染病の診断又は予防に使用することを目的に生物学的製剤を輸入する場合

□ . 第 13 条に基づく製造業の許可を受けた者が原薬を輸入す

る場合

「動物用医薬品製造業許可証」(同規則別記様式第10(1)号)

に改める。

57.70-3-1の別表第2に次のように加える。

ト. 薬事法 (昭和35年 法律第145 号)	第12条((製造販 売業の許可)) 第13条((製造業 の許可)) 第14条((医薬品 等の製造販売の 承認))  薬事法施行規則(昭和36年 厚生省令第1号) 第94条((製造販 売のための医薬品等の輸入に係 る届出)) 第95条((製造の ための医薬品等 の輸入に係る届 出)) 第265条((輸出 品に關する届 出))	輸入物品が動物用医薬品等以外の 医薬品等である場合 (1) 下記の(2)及び(3)以外の場合 イ. 第12条により製造販売業許可 を受けている業者が第14条の 承認(届出)を受けた品目を輸 入する場合 規則第94条の規定に基づ く「製造販売用輸入届書」(様 式第50)及び当該届書の内容 に変更が生じた場合には「変 更届書」(様式第51(1)) ロ. 第13条により製造業許可を受 けている業者が製造するため に輸入する場合 規則第95条の規定に基づ く「製造用輸入届書」(様式第 52)及び当該届書の内容に変 更が生じた場合には「変更届 書」(様式第51(2)) (2) 輸出するため輸入する場合 イ. 第12条により製造販売業許可 を受けている業者が第14条の 承認(届出)を受けた品目を輸 出するために輸入する場合 規則第265条の規定に基づ く「輸出用輸入届書」(様式第 114)及び当該届書の内容に変 更が生じた場合には「変更届 書」(様式第6) ロ. 第13条により製造業許可を受 けている業者が輸出するために に輸入する場合 規則第265条の規定に基づ く「輸出用製造・輸入届書」 (様式第114)及び当該届書
----------------------------------	---	---

の内容に変更が生じた場合には「変更届書」(様式第6)

(3) 再輸入する場合

イ. 第12条により製造販売業許可を受けている業者が外国製造製品を再輸入する場合

当初の輸入の際の規則第94条の規定に基づく「製造販売用輸入届書」、当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」(様式第51(1))及び再輸入であることが確認できる書類(輸出時の通関関係書類を含む。)

ロ. 第13条により製造業許可を受けている業者が外国製造製品を再輸入する場合

当初の輸入の際の規則第95条の規定に基づく「製造用輸入届書」、当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」(様式第51(2))及び再輸入であることが確認できる書類(輸出時の通関関係書類を含む)

ハ. 第12条により製造販売業許可を受けている業者が国内製造製品を再輸入する場合

規則第265条の規定に基づく「輸出用製造届書」、当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」(様式第6)及び再輸入であることが確認できる書類(輸出時の通関関係書類を含む。)

二. 第13条により製造業許可を受けている業者が国内製造製品を再輸入する場合

規則第265条の規定に基づく「輸出用製造届書」、当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」(様式第6)及び再輸入であることが確認できる書類(輸出時の通関関

58. 79 - 4 中「第 21 条第 1 項第 1 号から第 5 号」を「第 21 条第 1 項各号」に、「同条第 1 項第 5 号」を「同項第 9 号」に改める。

59. 89 - 6 の見出しを「(不服申立て等についての教示)」に改め、同項中「((審査庁等の教示))」の次に「及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項((取消訴訟等に関する事項の教示))」を加え、同項の(3)を次のように改める。

(3) 当該教示については、次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれに掲げる書面を当該処分に係る通知書に添付することにより行うものとする。

イ 関税の確定若しくは徴収に関する処分 「不服申立て等について」(C - 7007)

ロ 関税定率法第21条第3項((輸入禁制品に該当する旨の通知))の規定による通知 「不服申立て等について」(C - 7008)

ハ その他の当該教示を行うべき処分 「不服申立て等について」(C - 7009)

60. 89 - 8 中「教示)」の次に「及び行政事件訴訟法第46条第1項」を加え、同項に次のように加える。

#### 「決定の取消訴訟について」

イ 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めるることはできないこととされています。

ロ この決定に係る取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。

ハ この決定に係る取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。

61. 89 - 9 中「((決定についての教示))」の次に「及び行政事件訴訟法第46条第1項」を加え、同項の(1)中「この決定」を「「不服申立てについて」 この決定」に改め、同項の(1)に次のように加える。

#### 「決定の取消訴訟について」

イ 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めるることはできないこととされています。

ロ この決定に係る取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。

ハ この決定に係る取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。

62.94-2中「第1条」を「第1条の2」に改める。

63.98-1に次のように加える。

- (3) 法第101条第5項の規定により臨時開庁手数料が軽減される事務は、令第87条第1項各号((手数料の軽減又は免除))に掲げられている事務であるが、同項第7号((証明書類の交付事務))に係る事務にあつては、法第102条第1項の規定による証明書類の交付を受けようとする際、現に届出区域(後記101-3(1)に規定する届出区域をいう。(4)において同じ。)に所在する保税地域(法第30条第1項第2号((外国貨物を置く場所の制限))の規定により税関長が指定した場所を含む。(4)において同じ。)に置かれている貨物又は法第101条第5項に規定する「その他これに準ずる貨物」に係るものである場合に限るので留意する。
- (4) 法第101条第5項の規定の適用を受ける臨時開庁の承認申請があつた場合には、外国貨物若しくは輸出しようとする貨物又は法第101条第5項に規定するその他これに準ずる貨物が届出区域に所在する保税地域に蔵置されていることを確認するものとする。
- (5) 臨時開庁承認申請があつた場合において、臨時開庁手数料の過不足があつた場合の取扱いは、次による。
- イ 手数料令第9条((手数料の納付の時期及び方法等))に規定する方法により納付があつた場合
- (1) 印紙をもつて納付された手数料額が過大であつた場合は、直ちに過大額分を還付する。この場合の支出の科目は、歳出予算の財務省所管一般会計の組織：税関の「賠償償還及び払戻金」の目とする。
- (ロ) 印紙をもつて納付された手数料額に不足があつた場合は、直ちに不足額分を収入印紙により納付させる。
- ロ 手数料令第14条((手数料の予納又は前納))に規定する方法により納付があつた場合 通関情報処理システムの「手数料情報登録」業務により、適正な予納残高に訂正するものとする。
- 64.98-5の見出し中「原油、重油等の液状貨物に係る」を削る。
- 65.100-17中「及び第8条第1項第2号」を「、第4条((総合保税地域の許可手数料))及び第8条第1項」に改める。
- 66.101-2の次に次の2項を加える。
- (臨時開庁手数料の軽減の届出手続)
- 101-3 令第87条の2((臨時開庁手数料の軽減の手続等))の規定に基づく臨時開庁手数料の軽減を受けることができるための区域の届出(以下この項において「区域の届出」という。)の手続は、次による。
- (1) 区域の届出は、「臨時開庁手数料軽減区域届出書」(C-8035)2通(原

本、交付用)に法第101条第5項第2号に規定する財務大臣が定める場合に該当する旨を明瞭に記載した書面(以下「添付書面」という。)を添付させ、当該届出書の届出区域欄に記載された区域(以下この項及び次項において「届出区域」という。)を管轄する税関官署(以下この項及び次項において「管轄官署」という。)を経由して当該管轄官署の本関(以下この項及び次項において「本関」という。)に提出することにより行わせる。また、本関においてこれを受理することとした場合には、うち1通(交付用)に受理印(C-5000)を押なつし、本関から届出を受け付けた管轄官署(以下この項において「受付官署」という。)を経由して届出者に交付する。この場合において、管轄官署が二以上あるときは、いずれかの管轄官署を経由して提出させるものとし、当該届出書の交付に際し、本関から受付官署以外の管轄官署に届出書の写しを送付するものとする。

- (2) 区域の届出に係る届出書が本関に送付されたときは、本関において上記(1)の届出書及び添付書面に記載された内容に基づき、当該区域の届出が法第101条第5項第1号及び第2号に規定する場合に該当するか否かの確認を行うものとする。また、当該確認を行うため必要がある場合には、届出区域の範囲を特定できる図面、届出区域に所在する外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬することができる港湾施設、空港施設その他貨物の流通のための施設の説明書、将来の臨時開港承認の回数の見込みについて合理的な基礎の具体的な内容が明瞭に記載された資料などの当該確認の参考となる資料の提出を受付官署を経由して求めるものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により区域の届出を受理した場合には、速やかに本関から関税局業務課に通知するものとする。
- (4) 法第101条第5項に規定する「その他これに準ずる貨物」とは、次に掲げる貨物に該当するものをいう。
- イ 届出区域に隣接する港域(届出区域に隣接する法第96条((開港及び税関空港の港域))に規定する開港のうち届出区域に面した港域をいい、京浜港及び大阪港にあつては、届出区域に隣接する港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく港湾区域のうち届出区域に面した区域をいう。以下同じ。)に所在する船舶に置かれている貨物のうち、法第63条第1項((保税運送))の規定により保税運送の承認を受けるもの、法第66条第1項((内国貨物の運送))の規定により外国貿易船に積んで本邦内の場所相互間を運送するため当該外国貿易船に積載されているもの及び令第59条の3第1項第1号、第2号及び第3号((輸出申告又は輸入申告の時期の特例))の規定により税関長の承認を受けたもの
- ロ 届出区域に所在する税関空港に置かれている貨物のうち、法第63条第1項の規定により保税運送の承認を受けるもの、法第66条第1項の

規定により外国貿易機に積んで本邦内の場所相互間を運送するため当該外国貿易機に積載されているもの及び令第 59 条の 3 第 1 項第 3 号 (( 到着即時輸入申告扱い )) の規定により税関長の承認を受けたもの及び旅客等が入国の際に携帯して法第 67 条 (( 輸出又は輸入の許可 )) の規定による輸入の許可を受けることを予定していた貨物であつて、航空会社が航空機への搭載を誤つたこと等により輸入者の意に反して届出区域に所在する税関空港へ後送されたもの

ハ 届出区域に所在する税関官署 ( 税関検査場を含む。 ) 構内に置かれた貨物

ニ 届出区域に隣接する港域又は届出区域に所在する税関空港に到着することが確実であると認められ、令第 59 条の 3 第 1 項第 4 号 (( 搬入前申告扱い )) の規定により税関長の承認を受けた貨物

(5) 令第 87 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「365 回以上あることが見込まれる場合」とは、区域の届出に係る届出書及び添付書面並びに併せて提出された資料等に示された合理的な基礎に基づいて、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数 ( 当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数 ) が、当該届出の日の属する年又はその年の翌年以後 5 年間における各年のいずれかの年において 365 回以上客観的に見込まれる場合をいう。

(6) 貿易の振興に資するため特に必要がある場合を定める件 ( 平成 17 年 4 月財務省告示第 139 号 ) に規定する「講じられることが確実であること」とは、当該告示の第 1 号から第 3 号に規定する施策について、近い将来実施されることがその時期を含め決定している場合をいう。

( 届出の公告 )

101 - 4 令第 87 条の 2 第 3 項 (( 区域の届出の公告 )) に規定する公告は、本関及び管轄官署の適宜の見やすい場所に届出を行った地方公共団体の名称、届出区域の名称及び所在地、届出区域を管轄する税関官署の名称及び届出書を受理した日を掲示して行う。

第 2 関税定率法基本通達 ( 昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号 ) の一部を次のように改正する。

- 1 . 11 - 3 の(2)中「第 2 条第 1 項第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号」に改める。
- 2 . 13 - 17 の(3)及び 13 - 20 中「第 8 条第 1 項第 1 号」を「第 8 条第 2 項」に改める。
- 3 . 14 - 16 の(8)を次のように改める。

(8) 再輸入する容器が本邦から輸出されたものであるとの確認は、原則として、当該容器の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査により行う。また、必要に応じ、当該容器の輸入申告数量と

当該容器の輸出許可書等に記載された数量との対査確認を行うこととする。

ただし、再輸入する容器が貨物の運送のために反復して使用されるもの（以下この項において「通い容器」という。）で、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合には、当該容器の納税申告の際に、輸入（納税）申告書（特例申告に係る指定貨物にあつては、輸入許可書）等に記載された規格、材質、識別表示等を次のイの(1)に掲げる資料により確認を行つて差し支えない。

なお、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合とは、次の要件を満たす場合とする。

イ 事前に以下の資料が提出されていること。

(1) 通い容器の種類ごとに、規格、材質、識別表示等に係る資料（写真等）

(ロ) 帳簿の様式等

なお、当該帳簿については、通い容器の種類ごとに、購入個数（国内製、外国製）、廃棄個数、総個数、輸出個数、輸入個数、在庫個数を管理させ、1年ごとに提出させることとする。ただし、適当と認める場合には、必要に応じ提出させることとして差し支えない。

(ハ) 通い容器が流通する全ての場所（外国を含む。）を記載した資料

ロ 通い容器について

(1) 通い容器として使用する前に、現品に、他の同一の種類の容器と区別できる識別表示等を付すこと。

(ロ) 外国製の容器を輸入して通い容器とする場合には、本号の規定の適用を受けずに輸入した後、使用を開始すること。

4.15-10の(5)に次のように加える。

なお、当該帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）に定められた方法によるものとする。

5.19-3の(8)中「第8条第3項」を「第8条第4項」に、「同条第1項第1号」を「同条第2項」に改める。

6.19-15に次のように加える。

(6) 帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、前記13-23の規定に準じて取り扱うものとする。

7.20の2-1中「(12)」を「(13)」に改める。

8.20の2-2の(1)に次のように加える。

なお、当該帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。

9.21-1中「((輸入禁制品))」を削り、「同条第1項第4号」を「法第21条第1項第7号」に改め、「((公安又は風俗を害すべき書籍等))」の次に「又は第8号((児童ポルノ))」を加える。

10.21-1の3の次に次の1項を加える。

（児童ポルノの取扱い）

21-1の4 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第2条第3項((定義))に規定する児童ポルノ（以下「児童ポルノ」という。）の取扱いは次による。

(1) 児童ポルノは児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものであり、性器等（児童ポルノ法第2条第2項に規定する性器等をいう。以下同じ。）が描写されておらず、又は性器等にばかしが施されているものであっても、児童ポルノに該当する。なお、実在する児童の姿態を描写したものとは認められないアニメーション等は、児童ポルノに該当しない。

(2) 児童ポルノ法第2条第3項第1号に規定する「性交類似行為」とは、実質的にみて性交と同視し得る態様における性的な行為（例えば、異性間における性交とその態様を同じくする状況下におけるあるいは性交を模して行われる手淫行為、口淫行為、同性愛行為等）をいう。

(3) 児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「衣服の全部又は一部を着けない」とは、社会通念上衣服と認められる物を全く着用していないか、又は衣服の一部を着用していない状態をいう。

11.21-2中「しようとするもの」を「しようとする者」に改める。

12.21-3中「第45条第1項ただし書き」を「第45条第1項ただし書」に、「第41条の2」を「第41条の3」に改める。

13.21~21の5-1の(1)中「第21条第1項第5号」を「第21条第1項第9号」に改める。

14.21~21の5-1の(15)を同項の(17)とし、同項の(14)を同項の(16)とし、同項の(13)を同項の(14)とし、同項の(14)の次に次のように加える。

(15) 「農林水産大臣意見照会」 法第21条の4の2第1項((農林水産大臣に対する意見の求め))の規定により、税關長が農林水産大臣に対し意見を求めるることをいう。

15 . 21 ~ 21 の 5 - 1 の(12)の次に次のように加える。

(13) 「見本検査承認申請」 法第 21 条の 3 の 2 第 1 項(( 見本検査の申請 )) の規定による申請をいう。

16 . 21 - 5 の(1)中「ハからリまで」を「ハからルまで」に改め、ヌをヲとし、リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、ホをヘとし、への次に次のように加える。

ト 農林水産大臣意見照会に係る手続

17 . 21 - 5 の(1)の二の次に次のように加える。

ホ 見本検査承認申請に係る手続 ( 供託命令を含む。 )

18 . 21 - 5 の(2)中「イからハまで」を「イからチまで」に、同項の(3)中「ハからリまで」を「ハからルまで」に改める。

19 . 21 - 8 の(1)のイの(1)に後段として次のように加える。

この場合において、見本検査承認申請が見込まれる場合には、当該見本検査承認申請を承認した場合に権利者に交付することとなる見本についても採取しておくものとする。

20 . 21 - 8 の(1)の口の(ハ)本文中「以内とする」の次に「( 過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。 )」を加える。

21 . 21 - 8 の(1)の二の(1)の 中「差し支えない。」の次に「この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは意匠権であるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。」を加える。

22 . 21 - 8 の(1)の二の(ホ)に後段として次のように加える。

この場合において、総括知的財産調査官は、必要に応じ、弁護士、弁理士等の専門的な知見を有する者や技術的な判断が可能である機関を活用するものとする。」を加える。

23 . 21 - 8 の(2)のイ中「見本」の次に「( 見本検査承認申請が見込まれる場合における見本を含む。 )」を加える。

24 . 21 - 8 に次のように加える。

(3) 裁判外紛争解決手続の活用

イ 認定手続の当事者である権利者及び輸入者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について裁判外紛争解決手続 ( 訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。 ) を活用して紛争を解決することを希望する場合は、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえ認定を行うこととして差し支えない。この場合においては、「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」( T - 1833 ) 3 部 ( 原本、権利者及び

輸入者等交付用)を提出させるものとする。

□ 当該裁判外紛争解決手続が終了したときは、権利者又は輸入者等からその結果を証する書類を提出させるものとする。この場合において、当該書類の内容により侵害の該否を認定することが困難である場合には、権利者及び輸入者等に対し5日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内に限り証拠、意見の提出を認める。

ハ なお、裁判外紛争解決手続により解決する場合であっても、通関解放までの期限が延長されるものではないことに留意する。

25.21-9の(1)のイの(ロ)中「第41条の2」を「第41条の3」に改める。

26.21-12のイ中「第21条第1項第5号」を「第21条第1項第9号」に改める。

27.21-13の(2)中「範囲内であれば」を「範囲内の実績並びに各税關の権利別、品目別、仕出国別の件数及び点数の実績について」に改める。

28.21の2-1の(1)のハの(1)の Aのaの(b)中「具体的態様の」を「具体的態様を」に改める。

29.21の2-1の(2)に次のように加える。

ニ 輸入差止申立ての審査に際しては、侵害の態様等から、認定手続が執られた場合に見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認することとする。

30.21の2-1の(3)のイ中「期間を」を「期間並びに認定手続が執られた場合において見本検査承認申請が見込まれる場合にはその旨を」に改める。

31.21の3-1の(1)の二中「(2)から(9)まで」の次に「並びに後記21の3の2-1(見本検査承認申請書等)及び21の3の2-3(見本検査に係る供託等)から21の3の2-5(見本の返還等)まで」を加える。

32.21の3-1(6)のイ中「供託規則」の次に「(昭和34年法務省令第2号)」を加える。

33.21の3-1の次に次の5項を加える。

(見本検査承認申請等)

21の3の2-1 見本検査承認申請に係る取扱いは次による。

(1) 見本検査承認申請をしようとする権利者(以下「申請者」という。)には、「見本検査承認申請書」(T-2051)(2部。原本、交付用)に、「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添付して、当該認定手続に係る事務を処理する知的財産調査官等に提出させる。この場合において、見本の検査を第三者に委託する場合には、その委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに委託する理由を「見本検査承認申請書」の「その他参考となるべき事項」欄に記載させるとともに、委託を証する書面を添付させるものとする。

(2) 見本検査承認申請を受けた知的財産調査官等は、「見本検査承認申請通知書」(T-2052)に「見本検査承認申請書」の写しを添付して、当該見

本検査承認申請に係る疑義貨物の輸入者等に通知するとともに、原則として、「見本検査承認申請通知書」の日付の日の翌日から起算して3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内に限り、当該輸入者等に意見を述べる機会を与えるものとする。この場合において、当該見本検査承認申請が承認された場合に申請者が見本を検査した後の見本の返還（原状回復が困難な場合は、検査後の状態のままでの返還）を必要とするか否かについて確認しておくものとし、返還不要であるときは、見本返還不要同意書（T-2052の別紙）を提出させるものとする。

- (3) 見本検査承認申請を承認したときは、知的財産調査官等は、「見本検査承認通知書（申請者用）」（T-2053）を申請者に、「見本検査承認通知書（輸入者等用）」（T-2054）を輸入者等に交付する。なお、見本検査承認申請を承認したときは、申請者から「見本受領書」（T-2055）を徴した上で見本を交付するものとするが、その際、当該承認に係る見本について、関税法施行令第27条ただし書（口頭による見本一時持出し許可の申請）の規定により、口頭で見本一時持出しの申請及び許可があったものとする。
- (4) 見本検査承認申請を承認しない場合は、知的財産調査官等は、総括知的財産調査官に協議するものとし、承認しなかったときは「見本検査不承認通知書（申請者用）」（T-2056）を申請者に、「見本検査不承認通知書（輸入者等用）」（T-2057）を輸入者等に交付する。

#### （見本検査の承認要件）

21の3の2-2 法第21条の3の2第2項（（見本検査の承認要件））の規定の適用に係る取扱いは次による。

- (1) 法第21条の3の2第2項第1号に規定する「当該見本の検査をすることが必要であると認められること」とは、認定手続において証拠・意見を提出するために、申請者において見本の分解、性能試験、分析等を行う必要がある場合であって、他の方法によれない場合をいう。したがって、例えば、法第21条の2第4項（（貨物の点検））の規定による貨物の点検の範囲内で証拠・意見が提出できると認められる場合は該当しない。
- (2) 法第21条の3の2第2項第2号に規定する「輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれ」とは、例えば、疑義貨物が市場（国内又は国外）で販売等されるものではなく、かつ、当該疑義貨物に含まれる営業秘密が申請者に知られることにより、輸入者の利益が害されるおそれがある場合をいう。
- (3) 法第21条の3の2第2項第3号に規定する「当該見本が不当な目的に用いられるおそれ」とは、例えば、見本が転売されたり、申請者が法第21条第10項（（秘密保持義務））の規定に違反するおそれがある場合、認定手続において争点となっている権利侵害以外の権利侵害の有無の調査を目的としていると認められる場合をいう。

- (4) 法第 21 条の 3 の 2 第 2 項第 4 号に規定する「運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有している」とは、見本の交付を受けた後、当該見本を返還する時まで当該見本の管理を適切に行うことができ、かつ、それまでの間の費用負担を確実に行うことができる者をいう。
- (5) 次の場合には、法第 21 条の 3 の 2 第 2 項各号に掲げる要件を充たす場合であっても、同項ただし書の規定により見本検査承認申請の承認をしないこととする。
- イ 輸入者等が自ら侵害物品であることを認めている場合等侵害物品に該当するとの認定を行うことが確実と認められる場合
- ロ 契約関係を示す証拠等により見本検査承認申請に係る疑義貨物について輸入者等が正当な権利を有することが明らかである場合等侵害物品に該当しないとの認定を行うことが確実と認められる場合
- ハ 輸入者等が前記 21 - 9 ((輸入者等による自発的処理の取扱い)) の規定による自発的処理を行ったことにより当該疑義貨物が輸入されないことが確実となつた場合 ( 輸入者等から自発的処理の申し出があり、当該自発的処理が遅滞なく履行されると認められる場合を含む。 )
- 二 見本検査に係る疑義貨物が特許権、実用新案権又は意匠権に係るものであり、見本検査承認申請が通関解放までの期限間近に行われ、かつ、見本検査承認申請から申請者が証拠・意見を提出するまでに通関解放が行われることが確実と認められる場合

(見本検査に係る供託等)

21 の 3 の 2 - 3 法第 21 条の 3 の 2 第 5 項 (( 見本検査に係る供託等 )) において準用する法第 21 条の 3 (( 申立てに係る供託等 )) の規定の適用については次による。

- (1) 見本検査承認申請を承認する場合は、原則として供託命令を行うものとする。ただし、下記(3)に基づく供託額が千円程度以下と見込まれる場合はこの限りでない。
- (2) 供託命令は、知的財産調査官等が「供託命令書」( T - 2056 ) を申請者に交付して行うこととし、供託の期限は、原則として、「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して 3 日以内とする。この場合において、当該知的財産調査官等は「供託命令書」の写しをもって、収納課長等 ( 当該知的財産調査官等が本関知的財産調査官でない場合は本関知的財産調査官を含む。 ) に、供託命令を行った旨を通報する。なお、本関知的財産調査官が通報を受けたときは、その旨総括知的財産調査官に通報する。
- (3) 供託を命ずる額は、次に掲げる額を合算したものとする。この場合においては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じ調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。

イ 申請者に交付する見本の課税価格並びに關税及び内国消費税(地方消費税を含む。)に相当する額

ロ 当該見本が輸入できることにより輸入者等が被る逸失利益(課税価格の20%程度を目安に算定する。)

ハ 以上のほか、当該見本が輸入できることにより輸入者等が被るおそれのある損害の額

(4) 前記21の3-1(2)から(9)まで((4)ハを除く。)(輸入差止申立てに係る供託等)の規定は、法第21条の3の2第5項において準用する法第21条の3の規定、令第61条の9の3において準用する令第61条の6から第61条の9までの規定及び供託金規則第7条において準用する供託金規則第1条から第6条までの規定による供託等について準用する。この場合において、前記21の3-1中「申立人」とあるのは「申請者」と、前記21の3-1(3)中「上記(1)ロからニまで及び(2)」とあるのは「前記21の3-1(2)並びに上記(2)及び(3)」と、前記21の3-1(4)ロ中「認定手続の取りやめ」及び「取りやめ」とあるのは「見本検査承認申請を不承認とすること」と、前記21の3-1(5)イ(ロ)中「様式第一」とあるのは「様式第四」と、前記21の3-1(5)ハ中「様式第二」とあるのは「様式第五」と読み替えるものとする。

(見本検査の立会い)

21の3の2-4 見本検査承認申請を承認した場合の申請者による見本の検査には、原則として、当該見本に係る認定手続を処理している知的財産調査官等が立ち会うものとするが、事務の都合等やむを得ない事情がある場合は、当該知的財産調査官等が指定した税関職員が立ち会うものとする。なお、法第21条の3の2第6項(見本検査の立会い)の規定により輸入者等が検査に立ち会う場合には、「見本検査立会い申請書」(T-2059)を当該知的財産調査官等に提出させるものとする。この場合において、知的財産調査官等は、「見本検査立会い申請書」の写しを送付することにより申請者に通知するものとする。

(見本の返還等)

21の3の2-5 申請者による検査が行われる見本(分析等により費消したもの)を除くものとし、分解等により原状回復が困難である場合は、検査後の状態のままの見本をいう。以下この項において同じ。)の返還等については次による。

(1) 「見本返還不要同意書」の提出がある場合は、税関が当該見本に係る疑義貨物について侵害の該否の認定をするまでの間、当該見本を申請者に保管させるものとする。この場合において、当該疑義貨物について侵害物品に該当すると認定したときは、速やかに当該見本を税関に返還させるものとし、侵害物品に該当しないと認定したとき又は侵害の該否の認定をする

前に通関解放が行われたときは、当該疑義貨物の輸入を許可した後に申請者に処分させるものとする。

- (2) 「見本返還不要同意書」の提出がない場合は、申請者による検査の終了後速やかに当該見本を税関に返還させるものとする。
- (3) 申請者が検査をする前に通関解放が行われた場合には、上記(1)又は(2)にかかわらず当該見本を速やかに税関に返還させるものとする。

34.21の4-2の(1)のA中「の資料」を「又は のCのaの資料」に改め、同項の(6)に後段として次のように加える。

その際には必要に応じ、税関が具体的な態様を特定した資料及び申立特許権者等又は輸入者等が後記(9)において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。

35.21-4の2(10)中「第21条第7項」を「第21条第9項」に改める。

36.21の4-3の次に次の1項を加える。

(農林水産大臣意見照会手続等)

21の4の2-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。

- (1) 法第21条の4の2第1項((農林水産大臣に対する意見の求め))に規定する「必要があると認めるとき」とは、申立人と輸入者の主張が対立し、税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合(DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合)とする。
- (2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」(T-2132)に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果及び申立人から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し(DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等)及びこれら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し及び申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に係る農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。
- (3) 農林水産大臣意見照会を行った場合には、当該農林水産大臣意見照会に係る認定手続の当事者である育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会実施通知書」(T-2134)により、その旨を通知する。
- (4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記(3)の育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」(T-2136)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該育成者権者及び輸入者等

に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。

(5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 21 条第 9 項若しくは第 21 条の 3 第 10 項（認定手続の取りやめ）の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」（T - 2138）により、遅滞なくその旨を通知する。

37.21 の 5 - 1 の(5)中「供託書正本」を「規定により通報を受けた供託書正本預り証の写し」に、「の届出書」を「の規定により通報を受けた支払保証委託契約締結届出確認書の写し」に、「輸入者等に対して「認定手続取りやめ通知書（輸入者等用）」（T - 2170）により、申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書（申立特許権者等用）」（T - 2180）により」を「輸入者等及び申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書」（T - 2170）により」に改める。

第 3 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。

1.4 - 4 本文の次に次のように加える。

なお、当該帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年財務省令第 16 号）に定められた方法によるものとする。

2.8 - 3 中「から第 3 号までに掲げる」を「から第 4 号までに掲げる」に改め、同項の(1)中「及び第 6 項各号」を「、第 6 項各号及び第 8 項各号」に、「第 3 号」を「第 4 号」に改め、同項の(2)中「並びに第 6 項第 2 号及び第 3 号」を「、第 6 項第 2 号及び第 3 号並びに第 8 項第 2 号及び第 3 号」に改め、同項の(3)中「及び第 6 項第 3 号」を「、第 6 項第 3 号及び第 8 項第 3 号」に改める。

3.8 - 4 の(5)中「第 3 号」を「第 4 号」に改め、同項の(6)に次のように加える。

二 法第 8 条第 1 項第 4 号に該当する製品の生地見本等

- (1) 革類 材質（牛革（カーフ、ステア等）、羊革等）、規格（等級等）、色等
- (2) 織物類 材質（人造纖維製等）、糸の太さ（織糸の番手、打込み本数）、織り方（平織り、綾織り等）、規格（幅、長さ等）、色、柄等
- (3) 縫い糸 材質（人造纖維製等）、規格（糸の太さ、長さ、単糸等）、色等
- (4) 付属品 材質（金属製、プラスチック製等）、規格（サイズ、種類等）

等

4. 8 - 5 の(5)中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に改める。
5. 8 - 8 の(1)のイ中「第3号」を「第4号」に改める。
6. 8 の9 - 11 中「次に掲げるものとする。」の次に「また、備付帳簿等を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。」を加え、「同条」を「令第63条」に改める。
7. 10 の4 - 3 の(1)中「搭乗券の提示」を「搭乗券又はこれに準ずる搭乗予約を証するもの（以下この節において「搭乗券等」という。）の 提示」に、「搭乗券に」を「搭乗券等に」に改め、同項の(2)中「搭乗券」を「搭乗券等」に改める。
8. 10 の4 - 4 の次に次の1項を加える。  
(承認の取消しの通知)  
10 の4 - 5 令第67条の7に規定する書面には、関税法基本通達89 - 6の(3)による「不服申立て等について」(C - 7009)を添付するものとする。

第4 特例法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第103号)の一部を次のように改正する。

1. 第1章5 - 3の(2)を削り、同項の(3)を同項の(2)とする。
2. 第4章第1節6 - 2の(1)中「、電子計算機による記録（アウトプット・リスト）その他」を削り、同項の(2)を次のように改める。  
(2) 帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）によるほか、当該帳簿に記載される記号及び符号等について必要に応じて解説を付けさせるものとする。

第5 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙第3中

「 | 4 6 0 | 敦 賀 | を  
「 | 4 6 0 | 敦 賀 | に改め、  
| 4 6 1 | 福 井 |」

「 632 | 山 口 | 」を削る。

2. 別紙第7中

「 27057 | 法第8条第1項第3号  
令第44条第5項 | " (革製履物の甲) | | を  
」  
「 27057 | 法第8条第1項第3号  
令第44条第5項 | " (革製履物の甲) | | に改  
27058 | 法第8条第1項第4号  
令第44条第7項 | " (革製の自動車用腰  
掛けの部分品) | | 」

める。

第6 通関業法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第105号)の一部を次のように改正する。

22-2を次のように改める。

(電磁的記録による帳簿等の作成又は保存)

22-2 法第22条第1項((記帳、届出、報告等))の規定により通関業者が作成又は保存しなければならないこととされている帳簿及び書類(以下この項において「帳簿等」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成又は保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報技術の利用に関する規則(平成17年財務省令第16号)の規定によるものとする。

なお、マイクロフィルムによる帳簿等の保存についても、電磁的記録による保存と同様の取扱いとする。

第7 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

1. 税関様式C第1030号を別紙1のように改める。
2. 税関様式C第1040号を別紙2のように改める。
3. 税関様式C第1040号の裏面を別紙3のように改める。
4. 税関様式C第1041号を別紙4のように改める。
5. 税関様式C第1045号を別紙5のように改める。
6. 税関様式C第1050号を別紙6のように改める。
7. 税関様式C第1070号を別紙7のように改める。
8. 税関様式C第1090号を別紙8のように改める。
9. 税関様式C第1105号を別紙9のように改める。
10. 税関様式C第1106号を別紙10のように改める。
11. 税関様式C第1107号を別紙11のように改める。

12. 税関様式C第1108号を別紙12のように改める。
13. 税関様式C第1109号を別紙13のように改める。
14. 税関様式C第1110号を別紙14のように改める。
15. 税関様式C第1140号を別紙15のように改める。
16. 税関様式C第1175号を別紙16のように改める。
17. 税関様式C第2130号を別紙17のように改める。
18. 税関様式C第2140号を別紙18のように改める。
19. 税関様式C第2150号を別紙19のように改める。
20. 税関様式C第2160号を別紙20のように改める。
21. 税関様式C第2160号の裏面を別紙21のように改める。
22. 税関様式C第3191号中「被許可者」を「貨物管理者又は被許可者」に改める。
23. 税関様式C第3340号を別紙22のように改める。
24. 税関様式C第5010号の次に別紙23、別紙24のように加える。
25. 税関様式C第5020号の次に別紙25、別紙26のように加える。
26. 税関様式C第6000号を別紙27のように改める。
27. 税関様式C第6020号を別紙28のように改める。
28. 税関様式C第6040号を別紙29のように改める。
29. 税関様式C第7000号の次に別紙30、別紙31、別紙32のように加える。
30. 税関様式C第7010号を別紙33のように改める。
31. 税関様式C第8030号の次に別紙34のように加える。
32. 税関様式C第9020号、C第9050号、C第9080号、C第9120号及びC第9150号中「(注) この処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。」を削る。
33. 税関様式C第9200号を別紙35のように改める。
34. 税関様式C第9300号を別紙36のように改める。
35. 税関様式C第9310号を別紙37のように改める。
36. 税関様式C第9310号の次に別紙38のように加える。
37. 税関様式C第9320号を別紙39のように改める。
38. 税関様式C第9330号を別紙40のように改める。
39. 税関様式C第9340号を別紙41のように改める。
40. 税関様式C第9360号及びC第9370号中「(注)この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。」を削る。
41. 税関様式T第1005号を別紙42のように改める。
42. 税関様式T第1260号を別紙43のように改める。
43. 税関様式T第1350号中「第26条第1項」を「第66条第1項」に改める。
44. 税関様式T第1700号を別紙44のように改める。

45. 税関様式 T 第 1710 号を別紙 45 のように改める。
46. 税関様式 T 第 1720 号を別紙 46 のように改める。
47. 税関様式 T 第 1740 号を別紙 47 のように改める。
48. 税関様式 T 第 1750 号を別紙 48 のように改める。
49. 税関様式 T 第 1750 号の裏面を別紙 49 のように改める。
50. 税関様式 T 第 1760 号を別紙 50 のように改める。
51. 税関様式 T 第 1760 号の裏面を別紙 51 のように改める。
52. 税関様式 T 第 1770 号を別紙 52 のように改める。
53. 税関様式 T 第 1800 号を別紙 53 のように改める。
54. 税関様式 T 第 1810 号を別紙 54 のように改める。
55. 税関様式 T 第 1820 号を別紙 55 のように改める。
56. 税関様式 T 第 1830 号の次に別紙 56 のように加える。
57. 税関様式 T 第 1840 号を別紙 57 のように改める。
58. 税関様式 T 第 1850 号を別紙 58 のように改める。
59. 税関様式 T 第 1860 号を別紙 59 のように改める。
60. 税関様式 T 第 1870 号 2 を別紙 60 のように改める。
61. 税関様式 T 第 1870 号 3 を別紙 61 のように改める。
62. 税関様式 T 第 1890 号を別紙 62 のように改める。
63. 税関様式 T 第 1910 号を別紙 63 のように改める。
64. 税関様式 T 第 1920 号 1 を別紙 64 のように改める。
65. 税関様式 T 第 1920 号 2 を別紙 65 のように改める。
66. 税関様式 T 第 1960 号を別紙 66 のように改める。
67. 税関様式 T 第 1990 号を別紙 67 のように改める。
68. 税関様式 T 第 2000 号を別紙 68 のように改める。
69. 税関様式 T 第 2050 号の次に別紙 69、別紙 70、別紙 71、別紙 72、別紙 73、別紙 74、別紙 75、別紙 76、別紙 77、別紙 78 のように加える。
70. 税関様式 T 第 2060 号を別紙 79 のように改める。
71. 税関様式 T 第 2070 号を別紙 80 のように改める。
72. 税関様式 T 第 2080 号を別紙 81 のように改める。
73. 税関様式 T 第 2090 号を別紙 82 のように改める。
74. 税関様式 T 第 2100 号を別紙 83 のように改める。
75. 税関様式 T 第 2110 号を別紙 84 のように改める。
76. 税関様式 T 第 2120 号を別紙 85 のように改める。
77. 税関様式 T 第 2130 号を別紙 86 のように改める。
78. 税関様式 T 第 2130 号の裏面を別紙 87 のように改め、同号の裏面の次に別紙 88、別紙 89、別紙 90、別紙 91 のように加える。
79. 税関様式 T 第 2140 号を別紙 92 のように改める。
80. 税関様式 T 第 2140 号の裏面を別紙 93 のように改める。

81. 税関様式 T 第 2150 号を別紙 94 のように改める。
82. 税関様式 T 第 2170 号を別紙 95 のように改める。
83. 税関様式 T 第 2180 号を削る。
84. 税関様式 F 第 1282 号を別紙 96 のように改める。
85. 税関様式 V 第 1120 号を別紙 97 のように改める。
86. 税関様式 S 第 1025 号を別紙 98 のように改める。
87. 税関様式 B 第 1230 号を別紙 99 のように改める。
88. 税関様式 B 第 1300 号を別紙 100 のように改める。
89. 税関様式 B 第 1390 号を別紙 101 のように改める。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

1. 外国貨物船用品（機用品）積込承認申告書（C - 2130）の表題を「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」に改め、同項中「外国貨物である船用油（燃料油に限る。）を 1 月分について包括的に積込む申告を行う場合には、次の事項について積み込もうとする船舶ごとに申告書記載欄に記入する。なお、一の申告書において記入することが困難である場合には、これらの事項を記載した別紙を申告書に添付し提出して差し支えない」を「外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を行う場合には、「積込船（機）名」欄には、積み込もうとする船舶等の所有者名又は管理者名を、「積込年月日」欄には、積込みの期間をそれぞれ記載することとする」に改め、同項の(1)から(5)までを削る。
2. 輸出申告書（C - 5010）の次に次のように加える。

輸出申告書（C - 5015 - 1、 - 2）（輸出手続統一様式）

統一様式の対象手続と位置づけ

輸出申告書（C - 5015 - 1、 - 2）（輸出手続統一様式）（以下「輸出手続統一様式」という。）は、輸出手続関連省庁（財務省、農林水産省）ごとに個別に作成し、提出していた申告書類等を両省間で共通化したものである。

具体的には、輸出申告書（税関） 輸出検査申請書（動物検疫） 植物等輸出検査申請書（植物防疫）が対象となる。

また、輸出手続統一様式は、輸出申告書（C - 5010）の使用を妨げるものではない。

統一様式の構成及び使用方法

(1) 輸出手続統一様式は、複数の手続に共通する事項を記載する共通様式（C - 5015 - 1）と税関独自の事項を記載する個別様式（C - 5015 - 2）に分か

れる。

- (2) 輸出申告は、共通様式（C - 5015 - 1）と個別様式（C - 5015 - 2）を二枚一組にして税関窓口へ必要な部数を提出する。
  - (3) 共通様式（C - 5015 - 1）については、税関のほか動物検疫所又は植物検疫所に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式（C - 5015 - 1）は複写しても差し支えないが、押印（自署）については複写を認めない。
  - (4) 共通様式（C - 5015 - 1）の記載事項を訂正する場合には、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入するとともに押印する。なお、記載事項の訂正については、当該事項について申告又は申請先である各省のみに行えばよい。
  - (5) 上記のほか、輸出手続統一様式に係る記載要領及び留意事項については、前記「輸出申告書（C - 5010）」に規定されているところに従うものとする。
3. 輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5020）の次に次のように加える。

**輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）  
(C - 5025 - 1、 - 2)（輸入手続統一様式）**

**統一様式の対象手続と位置づけ**

輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5025 - 1、 - 2）（輸入手続統一様式）（以下「輸入手続統一様式」という。）は、輸入手続関連省庁（財務省、農林水産省、厚生労働省）ごとに個別に作成し、提出していた申告書類等を各省間で共通化したものである。

具体的には、輸入申告書（税関） 輸入検査申請書（動物検疫） 植物、輸入禁止品等輸入検査申請書（植物防疫） 食品等輸入届出書（食品衛生）が対象となる。

また、輸入手続統一様式は、輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5020）の使用を妨げるものではない。

**統一様式の構成及び使用方法**

- (1) 輸入手続統一様式は、複数の手続に共通する事項を記載する共通様式（C - 5025 - 1）と税関独自の事項を記載する個別様式（C - 5025 - 2）に分かれ る。
- (2) 輸入（納税）申告書は、共通様式（C - 5025 - 1）と個別様式（C - 5025 - 2）を二枚一組にして必要な省庁に必要な部数を提出する。
- (3) 共通様式（C - 5025 - 1）については、税関のほか動物検疫所、植物検疫所及び検疫所に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通

様式（C - 5025 - 1）は複写しても差し支えないが、押印（自署）については複写を認めない。

- (4) 共通様式（C - 5025 - 1）の記載事項を訂正する場合には、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入するとともに押印する。なお、記載事項の訂正については、当該事項について申告又は申請先である各省のみに行えばよい。
- (5) 上記のほか、輸入手続統一様式に係る記載事項要領及び留意事項については、前記「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5020）」に規定されているところに従うものとする。

4. 不開港出入許可手数料免除申請書（C - 8030）の次に次のように加える。

#### 臨時開庁手数料軽減区域届出書（C - 8035）

「届出区域に所在する港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設（主要なもの）の名称及び所在地」欄には、臨時開庁手数料の軽減を受けようとする地方公共団体が設定する区域（以下この項において「届出区域」という。）に所在する外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬ができる港湾施設、空港施設その他貨物の流通のための施設（以下この項において「港湾施設等」という。）であつて主要ものの名称及び所在地を記載する。

「臨時開庁承認の回数（実績）」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数）が、届出日の属する年又はその年の前年までの過去3年間における各年のいずれかの年において365回以上ある場合に、それらのうち365回以上あるいずれかの年及びその年における臨時開庁承認の回数を記載する。

「臨時開庁承認の回数（見込み）」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数）が、当該届出区域が貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当することその他の事情を勘案して、届出日の属する年又はその年の翌年以後5年間における各年のいずれかの年において365回以上あることが見込まれる場合に、それらのうち365回以上あるいずれかの年及びその年において見込まれる臨時開庁承認の回数を記載する。

「上記見込みの合理的な基礎」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数）が、当該届出日の属する年又はその年の翌年以後5年間における各年のいずれかの年において365回以上客観的に見込まれることの合理的な基礎（例：届出区域の地域的特

性、物流状況等を考慮した上で、法第 101 条第 5 項の規定の適用による臨時開庁手数料の軽減及び当該届出区域の他の施策の誘発効果等を含めた試算)を具体的に記載する。

「届出区域を管轄区域とする税関官署の名称」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署の名称(当該税関官署が二以上ある場合には、該当する全ての税関官署の名称)を記載する。

「備考」欄には、届出区域に所在する港湾施設等の説明、届出区域の範囲についての補足説明等について明瞭に記載するものとするが、これらの事項が記載された文書、図面等の参考資料を添付することにより、その記載を省略することができる。

5. 関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書(帳簿)(C - 9300)の(5)中「94 - 8」を「94 - 2において準用する 7 の 9 - 8」に改め、同項の(6)のイ中「、例えば「ワークステーション」のように」を削り、同項の(7)中「7 承認」を「6 承認」に改め、同項の(9)中「(前記 2 にいう承認)」を削る。
6. 関税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書(書類)(C - 9310)の表題中「保存等」を「保存」に改め、同項の(5)中「94 - 8」を「94 - 2において準用する 7 の 9 - 8」に改め、同項の(6)のイ中「、例えば「ワークステーション」のように」を削り、同項の(8)中「国税関係帳簿」を「国税関係書類」に、「保存等」を「保存」に改め、「(前記 2 にいう承認)」を削り、「主な帳簿」を「主な書類」に改める。
7. 関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書(書類)(C - 9310)の次に次のように加える。

関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書(スキャナ)(C - 9315)

(1) 申請先税関長

申請先の税関名を で囲む。(複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を で囲む)

(2) 本文

特例輸入者が申請する場合は「関税法第 7 条の 9 第 2 項」の文字を、それ以外の輸入者が申請する場合は「関税法第 94 条第 2 項」の文字をそれぞれで囲む。

(3) 「1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等」の各欄

イ 「書類の種類名称」欄には、承認を受けようとする書類の種類名称を「検収書」等のように記載する。

ロ 「ファイル形式」欄は、例えば、PDF、JPEG、TIF などのファイル形式を

記載する。

- ハ 「書類の保存に代える日」欄には、承認を受けようとする書類の電磁的記録をもって書類の保存に代える日を記載する。
- 二 「保存場所」欄には、承認を受けようとする書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。
- ホ 「入力方式」欄は、承認を受けようとする書類の種類ごとに採用する入力方式の（チェック欄）にレ点を記入する。
- ヘ 「法第4条第1項、法第5条第1項の帳簿備付」欄はそれぞれの承認を受けようとする書類に対応する帳簿が法第4条第1項又は第5条第1項の承認を受けているものでありその備付の有無により「有」又は「無」を囲む。
- ト 「関連帳簿」欄には、承認を受けようとする書類との関連付けを行う帳簿の名称を記載する。
- (4) 「2 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。
- (5) 「3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者として承認された又は法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日を記載する。
- (6) 「5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を囲む。  
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載する。
- ロ 「メーカー名」「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。
- ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを囲む。
- 二 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載する。  
なお、「運用形態」欄で「委託」に付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載する。
- (7) 「6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。
- イ 共通の記載方法  
申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の（チェック欄）にレ点を記入する。  
〔 〕内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載する。

## □ 個別の記載方法

「(2) 電子署名の付与に関する措置」欄には、電子署名及び認証業務に関する法律における特定認証業務の認定を受けた認証局又は商業登記認証局の名称を記載してください。

「(3) タイムスタンプの付与に関する措置」欄には、財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行う事業者名を記載する。

「(5) 記載事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要」の各欄

a 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。

なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載する。

b 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品等をそれぞれ記載する。

c 自己が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、「使用者名等」及び「プログラム言語」をそれぞれ記載する。

ハ 「(6) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記載事項の関連性の確認に関する措置」欄は、書類と帳簿に一連番号や伝票番号を付すなどして関連性をもたせる方法のほか、他の書類を確認すること等によって帳簿との関連性が確認できるなど、他の方法による場合は上記以外の方法へ記載する。

二 「(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用するときは、システムの概要を記載した書類及びシステムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はない。

なお、「訂正削除管理機能」とは、承認申請書 6 (5)に記載した電子計算機処理システムをいう。

ホ 「(9) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類の種類名称を記載する。

なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類の種類名称をまとめて記載する。

(8) 「7 その他参考となる事項」欄には、国税関係書類の電磁的記録による保存の承認の有無及び承認を受けている場合は、承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日、承認を受けた主な書類の種類名称及び承認した所轄税務署長等を記載する。

また、過去 1 年以内の第 8 条による承認の取消しの有無及び取り消された場合はその年月日も記載する。

8. 承認済関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書(中途)(C-9320)の表題中「承認済」を削り、同項の(6)のイ中「、例えば「ワークステーション」のように」を削る。
9. 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書(C-9330)の(4)のハ中「「電磁的記録」の文字を」を「「電磁的記録」の」に、「文字をそれぞれで囲む」を「、スキャナによる保存をやめようとする場合には「スキャナ」の文言の前の(チェック欄)にレ点を記入する」に改め、同項の(6)中「第4条第2項・」を「第4条第2項若しくは第3項・」に改める。
10. 関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書(C-9340)の(4)のハ中「「電磁的記録」の文字を」を「「電磁的記録」の」に、「文字をそれぞれで囲む」を「、スキャナによる保存の場合には「スキャナ」の文言の前の(チェック欄)にレ点を記入する」に改め、同項の(6)中「第4条第2項・」を「第4条第2項若しくは第3項・」に改める。
11. 輸入差止申立書(T-1870)中「真偽の」を削り、「輸入価格」の次に「(FOB価格)」を加え、同項に次のように加える。  
 「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。
12. 輸入差止情報提供書(T-1920)中「真偽の」を削る。
13. 通関業営業報告書(B-1190)の次に次のように加える。

### その他

関税法基本通達89-6(3)に規定する教示は、次の表の第1欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第2欄に掲げる様式番号に係る書面を添付するなどして行うものとする。

第1欄	第2欄
税関様式C第1040号	税関様式C第7007号
税関様式C第1041号	税関様式C第7007号
税関様式C第1045号	税関様式C第7007号
税関様式C第1050号	税関様式C第7007号
税関様式C第1070号	税関様式C第7007号
税関様式C第1140号	税関様式C第7007号
税関様式C第1175号	税関様式C第7007号
税関様式C第3350号	税関様式C第7009号
税関様式C第3360号	税関様式C第7009号
税関様式C第3420号	税関様式C第7009号
税関様式C第5060号	税関様式C第7007号
税関様式C第6000号	税関様式C第7009号
税関様式C第6020号	税関様式C第7009号

税関様式 C 第 6040 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 9020 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9050 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9080 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9120 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9150 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9200 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 9360 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9370 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 T 第 1005 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 T 第 1260 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 T 第 1700 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 T 第 1710 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 T 第 1800 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 T 第 1810 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 T 第 1850 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 T 第 1860 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 T 第 1890 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 T 第 1910 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 T 第 2056 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 F 第 1282 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 F 第 1300 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 V 第 1120 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 S 第 1025 号	税関様式 C 第 7007 号

第 8 沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて(平成 14 年 3 月 31 日財関第 254 号)の一部を次のように改正する。

4 - 1 中「、次に掲げる貨物」を「、外国貿易船から直接運送される貨物(令第 15 条第 1 項第 2 号((積卸について呈示しなければならない書類))に規定する船卸票が発給される貨物を除く。)」に改め、同項の(1)から(3)までを削る。

第 9 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号)の一部を次のように改正する。

1. 第 1 章第 3 節中 3 - 11 を 3 - 12 とし、3 - 7 から 3 - 10 までを 1 項ずつ繰り下げる、3 - 6 の次に次の 1 項を加える。

(卸コンテナーリストの訂正等)

3 - 7 提出者が、前項の規定により卸コンテナーリストを提出した後、当該リストのコンテナー番号等の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、次により行わせるものとする。

(1) 提出者は、海上貨物システムを使用して、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

(2) 上記(1)により訂正又は取消しを行った場合には、保税担当部門に「卸コンテナリスト変更情報」が配信されるので、当該保税担当部門は、「卸コンテナリスト変更情報」(別紙様式M-125-1号)を出力し、また、提出者に「卸コンテナリスト内容変更通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「卸コンテナリスト内容変更通知書」(別紙様式M-266-1号)を出力することができる。

なお、当該提出者が改めて提出しようとする場合及び提出済みの卸コンテナリストに存在しないコンテナーを追加する場合にあっては、前項の規定により提出させるものとする。

2. 第2章第5節5-1の(3)の中「ついては、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節において同じ。)等による保存を認めることとし、その取扱いは」を「ついて、電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。以下この節において同じ。)により保存する場合は」に改める。
3. 第4章第5節の次に次の1節を加える。

#### 第5節の2 展示等承認貨物の積戻し申告及び積戻し許可後の訂正

##### (展示等承認貨物の積戻し申告の事項登録)

5の2-1 展示等承認貨物の積戻し申告(以下「展示等積戻し申告」という。)を行う者及びその代理人である通関業者等(以下この節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、当該申告に先立ち参加者名、品名、貨物個数、FOB価格等の必要事項をシステムに入力させ、展示等積戻し申告事項の登録を行わせるものとする。

##### (展示等積戻し申告)

5の2-2 通関業者等が海上システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、前項の規定により登録された展示等積戻し申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた展示等積戻し申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び展示等積戻し申告番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。

ただし、いずれの場合においても、通関業者が展示等積戻し申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で当該通關士の利用者コード及びパスワードを入力して展示等積戻し申告を行わせなければならないので、留意する。

なお、税關の執務時間外に展示等積戻し申告の入力をしておくことにより、税關の翌開庁時に自動的に輸出申告を行わせることができるものとする。

##### (審査区分選定及び関係情報の配信)

5の2-3 海上システムにおいては、前項の展示等積戻し申告が行われた場合において、当該展示等積戻し申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「展示等積戻し申告控情報」が配信される。

なお、この場合、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった展示等積戻し申告については、展示等積戻し申告後直ちに展示等積戻し許可となり、「展示等積戻し許可通知情報」が配信される。

（展示等積戻し申告時の提出書類等の提出）

5の2-4 展示等積戻し申告が海上システムにより受理され、通関業者等に「展示等積戻し申告控情報」（簡易審査扱いの場合は「展示等積戻し許可通知情報」。以下この節において同じ。）が配信されたときは、当該配信された情報の展示等積戻し申告に係る貨物の包装明細書その他必要な書類（以下この節において「添付書類」という。）に展示等積戻し申告番号等を付記して、次に定めるところにより、展示等積戻し申告を行った税関官署の通関担当部門（以下この節において「通関担当部門」という。）に提出させるものとする。

（1）提出期限

展示等積戻し申告の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）

（2）提出書類

関税法その他関税に関する法令の規定により、展示等積戻し申告に際して税関に提出すべきものとされている添付書類

（検査の指定）

5の2-5 通関担当部門は、審査区分が検査扱い（区分3）となった展示等積戻し申告については、現場検査、検査場検査、見本検査、本船検査又はふ中検査のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（運搬用）」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬用）」（別紙様式M-222号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。

なお、倉主等には「検査指定情報（倉主用）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査指定票（倉主用）」（別紙様式M-223号）として出力することができる。

（展示等積戻し申告の訂正）

5の2-6 展示等積戻し申告の後、当該申告に係る展示等積戻し申告の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、申告官署コード、参加者名、通関予定蔵置場コード等は訂正できな

いので、これらの事項を訂正する場合には、展示等積戻し申告を撤回の上、再申告させるものとする。

- (1) 通関業者等に、海上システムにより展示等積戻し申告時の内容を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することにより展示等積戻し申告事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、展示等積戻し申告訂正の登録を行わせるものとする。ただし、通関業者等が訂正登録を行う場合には、通関士が内容を審査のうえ、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して行わなくてはならないので、留意する。
- (2) 上記(1)により輸出申告内容の変更登録が海上システムの処理の結果、受理されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「展示等積戻し申告変更控情報」が配信される。
- (3) 上記(2)により通関業者等に「展示等積戻し申告変更控情報」が配信されたときは、当該配信された情報の展示等積戻し申告内容の訂正に係る添付書類に、訂正登録後の展示等積戻し申告番号等を付記して、直ちに通関担当部門に提出させるものとする。

(展示等積戻し許可の通知)

5の2-7 通関担当部門は、海上システムを使用して行われた展示等積戻し申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行つた上貨物の積戻しを許可しようとするときは、海上システムを通じて展示等積戻し申告審査終了の登録を行うことにより積戻しを許可し、海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて、保税運送を承認するときは、その運送期間を海上システムにより指定するものとする。

(展示等積戻し許可内容変更の申請)

5の2-8 海上システムを使用して行う展示等積戻し申告について、展示等積戻し許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により、取り扱うものとする。ただし、参加者コード、参加者名等の変更はできないので、積戻し取止めの手続に準じて処理し、再度展示等積戻し申告を行わせることとなる。

なお、システムで行う展示等積戻し許可内容変更手続は、保税地域等のシステムへの参加・不参加を問わず、船積完了登録又は出港予定日のいずれか早い日までに行わせることとするので、留意する。

- (1) 海上システムにより展示等積戻し許可時の内容を呼び出し、訂正を必要とする事項について、上書き入力することにより展示等積戻し許可内容変更申請事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、訂正の登録を行わせるものとする。

ただし、通関業者が訂正登録を行う場合には、通関士が訂正内容を審査

の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して行わせなければならぬので、留意する。

(2) 上記(1)の展示等積戻し許可内容変更申請の変更登録が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に「展示等積戻し許可内容変更申請控情報」が配信される。

なお、この場合において審査区分が簡易審査扱いとなった展示等積戻し許可内容変更申請については、申請後直ちに許可内容の変更が認められ、「展示等積戻し許可内容変更通知情報」が配信される。また、展示等積戻し許可内容変更申請者と展示等積戻し許可を受けた通関業者等が異なる場合は、展示等積戻し許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

(展示等積戻し許可内容変更申請控等の提出)

5の2-9 前項(2)の規定により通関業者等に「展示等積戻し許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「展示等積戻し許可内容変更申請控」(別紙様式M-219号)として(審査区分が簡易審査扱いであり「展示等積戻し許可内容変更通知情報」が配信された場合は、当該変更通知情報を「展示等積戻し許可内容変更通知書」(別紙様式M-219-2)として)出力させ、関係書類を添付して、展示等積戻し許可内容変更申請の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日にあたるときは、同日の翌日までとする。)に、当該申請控(又は当該通知書)に表示されている通関担当部門に提出させるものとする。

(展示等積戻し許可内容変更の確認)

5の2-10 通関担当部門は、海上システムを使用して行われた展示等積戻し許可内容変更申請のうち審査区分が書類審査扱い(区分2)となったものについて、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。

なお、展示等積戻し許可内容変更申請者と展示等積戻し許可を受けた通関業者等が異なる場合は、展示等積戻し許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

4. 別紙様式M-125号の次に別紙102のように加える。

5. 別紙様式M-216号の次に別紙103、別紙104、別紙105、別紙106のように加える。

6. 別紙様式M-266号の次に別紙107のように加える。

第10 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて(平成15年6月30日財関第673号)の一部を次のように改正する。

1. 第4章第2節2-14の(2)中「第8条第1項第1号」を「第8条第2項」に改める。

2. 第3章第4節の4-27中「1000号)」の次に「又はメキシコ協定関税割当証明書提出猶予申請書(税関様式T第1000-2号)」を加える。